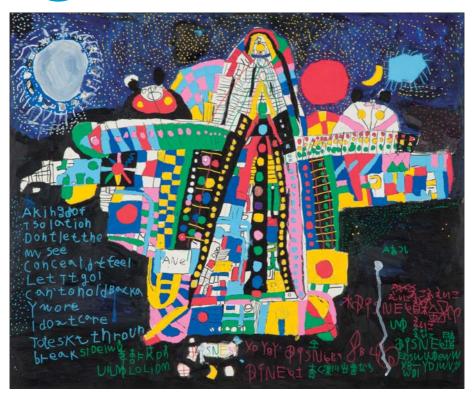
GLOBE

グローブ 2018 夏

94



(公財)世界人権問題研究センター

「崇仁新町」



今年の2月1日に京都市下京区の崇仁地域(塩小路高倉交差点南東角地)にグランドオープンした屋台村(町)で、地元のまちづくり団体が運営をし、多くの飲食店等が軒を連ねています。連日、地域外からも数多くのお客さんが足を運んでいるようです。

「崇仁新町」を含む崇仁地域には、京都市立芸術大学が移転する予定になって いることからも、芸術大学の学生もイベントの企画などで関わっています。

「崇仁新町」は移転工事が始まるまでの2年半の取組みですが、この地で今、人々の新しい関係が築かれようとしています。

京都駅から東に徒歩5分。10時~22時まで開いており、昼も夜も楽しめます。 多様な人々が交差する「町」で、新しい出会いを探してみてはいかがでしょうか。

GLOBE

GLOBE No. 94 2018 summer 目次

事業案内	事業案内	報告	プロジェクトチームエハ		プロジェクトチーム五	プロジェクトチーム四	プロジェクトチーム!!	プロジェクトチームー	プロジェクトチーム 一	連載	外部寄稿	連載
ボランティア人権ガイドのご案内	2018年度 人権大学講座	~いま世界人権宣言を読み解く~ 杉木 志帆世界人権宣言七○周年記念シンポジウム	『外国人技能実習制度の展開』 稲谷 信行	政策要綱を読む 内田 晴子	「日本語教育推進基本法案(仮称)」の日本語を母語としない住民と、ともに暮らす	ジェンダー平等社会への道のり …山下 明子候補者男女均等法から	政治的・外交的影響 呉 永鎬外国人の教育を受ける権利への	社会調査を通じた隣保館の構築 中川 理季日常的実践としての	対処に関する条例をめぐって 中井伊都子大阪市ヘイトスピーチへの	普遍的定期審査の現場から — (その六) … 坂元 茂樹世界の人権はいま	施設使用ガイドラインについて …山口 孝司ヘイトスピーチ防止のための	新しい人権問題への対応(その十)大谷 實
24	22	20	18	16		14	12	10	8	6	4	2

GLOBE (グローブ) ラテン語の「球」の意からきた言葉で地球、天体のことです。

[■]表紙のテーマ「三日月を取りに行く宇宙船」

[■]作品は「天才アート」<(特定非営利法人)障碍者芸術推進研究機構提供> 楠川敦士 2014年制作





研究センター理事長 前学校法人同志社総長

-連載 一三条の幸! (その四) 患者の自己決定権に基づいて延命医療を中 において、終末期医療の在り方に関 福追求権に基づくインフォ 患者が死の末期状態に至 實 1 4 ド

本

死を迎 状 て議 命治療を開始せず、 に臨むという尊厳死として、 すべきであると主張しました たときは、 コンセントの原則を踏まえ、 この考え方は、 憲法 それによって死を早めても殺 に論されてきたものです。 の患者に対して、 えさせるために、 人間が人間としての尊厳を保っ あるい 人間としての 人工呼吸器や胃瘻とい は開始した延命医療を中止 (グロー 回復の見込みがない 主として刑法学者によ 人罪 尊 ブ No85)。 :厳を害 にはならない L な つ た延 末期 て死 V غ で つ 止 0

する説が有力となっています。

チュー 筋弛 を抜 る医師 東京高 しました。 当たるとして、 す。 を抜き取 ので自然の死を迎えさせてやりたい 態となったことから、 この尊 き取 緩剤を注射したため患者が死亡したというもの 審 は ブが挿入されてい 等裁判所 h 一 厳死 0 れば窒息死することは分かってい 横浜地 五. 八歳 問 さらに苦しむので、 題 の判決です。事 懲役三年、 方裁判所は、 0) に一石を投じたのは、 患者が気管支喘息の 気道を確保するために気管内に たのですが、 執行猶予五 医師 ,件を要約 筋 0 肉 と思 年の 行為は 0 余り苦しそうな 動きを弱 発作で昏 平 1 しますと、 、たが、 成 刑 を言 殺 チュ 人罪に 九 1 め 年 11 あ 渡 状 0

ては、 治療を尽くすべきであるという考え方もありうる。 れ 根拠となってい 回復不能で医師 でいるという自己決定権の行使があり、 尊厳死が許容されるの ろ、 であり、 てい 被告人側は、 東京高等裁判所は、 「十中八、九助からない」と判断しても最後まで る状態での自己決定は わゆる尊厳死に当たるとして控訴したとこ 医師の る には治療義務がないという二つの点 が 平成 は、 行為は家族 本 権 先ず、 0 一九年二月二八日の判決で 場 あり 合 患者が自ら死を望ん 得 の要請に基 ない 患者の 次に、 意 識 づくも 医 患者 師 が失わ とし 0

るガ 末期 京高 14 を迎えた本人・家族等と医 あ 今年の平 ŋ イドライン」 13 「人生最終段階におけ 裁 ませ お 判所 け るケ ん。 0) 成三〇 この観点か 判 と題名を変更して、 決を受け 年 医 三月に 療の ガ ć 5 師を初めとする る医 はガ 1 平 厚生労働 K |療決定プロ 成一 ライ イ ĸ ・ライ シ 九 人 生の 年五 省は を提示、 医 セスに関 ン 最 戸に 先程 療 0) 終 改 段 介護 訂 0 さ 終 東 階 す を

> とは、 本人 としまし 従 事者 や家族ばかりでなく国民全体に受け入れ 極めて大切なことであるとは思います。 が 最善の た。 私も、 医 療 こうし ケ アを作 た医療 り 上 げることが ケ 7 在 5 ŋ 大切だ れるこ 方

た行政 高等裁 中止 適法化すべきであると考えます。 少なくとも殺人罪に当たる行為を、 ドライン」で適法化を図るべきであるとしてい 適当でありません。 生労働省とい 要件や手続きをきっちりと決めて、 最重要な法益を侵害することになるのですか ということです。そうだとしますと、 ている人を死なせて仕舞うことも当然予定され 例えば装着している人工 国民的 延命治療の中 法制 案は、 ような法制 問 等 題 判 は、 化を考える議 合意」 が含まれ 所が 大変貴重なものとなっています。 0 治針針 度を作 った行政府のガイドラインに委ねるの のガイドラインには 掲げた尊 を経て、 止 で適法とするのは不当であり、 | につい ていることに 日本医師会も終末期医療に 員連盟」 っておくべきです。これこそ東 民主 厳死の立法化の 呼吸器を取り外して現に生き ては、 的な手続きの が平 あります。 厚生 成二 ガイドラインとい 「医療・ケア行 0) 人権侵害に 一労働 人の 要請 四 観 点 年 下 具 省 生命と 作 か · で 尊 であ 体 0) から、 成 b ますが 的 7 厳 まさに おける ガ た法 e V 為 死 は う

にあ 終末期 化の 係の 生の

きか」

という点が重要であ

b,

終末期

Œ

おけ いか 問

0

医療については、

高齢者の晩年の幸せは

題は等閑視されてきていると思い

ます。

確

か

在り方に関 最終段階に

心 お

が払われているようで、

尊厳死立

法 関

11

0

医学界、

法律学界の

状況を観察してみると、

ける医師

等と患者および家族との

ラインを示

すべきだとしたの

です。

ところが、

その 専ら人

後

厳

死法とい 東京

つ

た法律を作るか、

法律に匹敵するガ

イ

K

実させるべきである」と判示し、

年六月、

執行猶予三年

の刑を言い

渡したのです。

原審よりも軽

くして

高等裁判

所は、

尊厳死を許容するために

は、

尊

成果を法

律

ないしこれに代わりうるガイドラインに結

尊厳

の許

容性」

しては、

ŋ るから、

広い

視

野 は

そ

0) 0 な

尊厳

死

問

題は

理 に関

的

に決着

Ū ょ

7

V

る

訳

で

玉

民的な合意を図るべき事柄であ

る

医 るるべ

療

ケアの

在

ŋ

方が最ら

重

要な課題

であることは

疑

律 死

施設使用ガイドラインについてヘイトスピーチ防止のための

京都府府民生活部人権啓発推進室長

等を明らかにしました。 等を明らかにしました。 第本理念を定め、国及び地方公共団体の責務出について基本理念を定め、国及び地方公共団体の責終して引がの方々に対するヘイトスピーチを立法事実として引が、
の方々に対するへイトスピーチを立法事実としてけた取組の推進に関する法律」(解消法)は、在日韓国・けた取組の推進に関する法律」(解消法)は、在日韓国・「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向

ガイドライン」(GL)について御紹介します。におけるヘイトスピーチ防止のための使用手続に関するに、二〇一八年三月に取りまとめた「京都府公の施設等施設等でヘイトスピーチが行われることを防止するためを設等で、 京都府が解消法の責務を踏まえ、府の公の本稿では、京都府が解消法の責務を踏まえ、府の公の

【GL策定の背景】

スピーチの解消に向け「地域の実情に応じた施策を講ずことを宣言するとともに、地方公共団体に対し、ヘイト生じさせているとし、ヘイトスピーチは「許されない」解消法は、ヘイトスピーチによって被害者が多大な苦解消法は、ヘイトスピーチによって被害者が多大な苦

るよう努める」ことを求めています(四条二項)。

策定などへイトスピーチ対策に取り組んできました。 まってきたことなどの府内の実情を背景として、GLの件をきっかけとしてヘイトスピーチに対する関心が高京都朝鮮第一初級学校事件が京都市内で発生し、この事京都朝鮮第一初級学校事件が京都市内で発生し、この事章国・朝鮮籍の方々であること、また、二〇〇九年には韓国・朝鮮籍の方々であること、また、二〇〇九年には韓国・朝鮮籍の方々であること、また、二〇〇九年には「一大年)が

施設使用制限の要件と使用不承認等の具体的適用】

集会等の開催を目的とした公の施設の使用を制限するとが必要です。
集会等の開催を目的とした公の施設の使用を制限するとが必要です。

で、解消法の趣旨や日本国憲法、人種差別撤廃条約の精る場合の考え方を示した最高裁判所判決を基本とした上GLでは、公の施設の使用を不許可にすることができ

施設の使用不承認等を行うことができることとしていま 設の設置管理条例に基づく使用制限規定を適用し、 神を踏まえ、 次の要件のいずれ かに該当する場合、 公の 各施

実に照らし、具体的に明らかに予測される場合 て使用不承認等を行うことができる。 釈し、「公序良俗」に関する使用制限規定を適用 踏まえ、 高裁判所判決 不許可とすることを必要かつ合理的なものとした最 ることの必要性が優先する場合、 他の基本的人権が侵害される危険を回避し、防止す 不当な差別的言動」が行われることが、 公の施設等で集会等が開催されることによって、 基本的人権としての集会の自由の重要性より 公の秩序又は善良な風俗を害するものと解 (平七 泉佐野市民会館事件判決) 公の施設の使用を 客観 的 を L な

イ に予測され、 との事態が、 よる紛争のおそれがあり、 できないことが見込まれるなど特別な事情がある場合 「不当な差別的言動」が行われる蓋然性が高いことに 警察の警備等によってもなお混乱を防止できな 集会等を開催することによる紛争のおそれがあ 警察の警備等によってもなお混乱を防 客観的な事実に照らし、 施設の管理上支障が生じる 具体的 に明らか 正

> うことができる。 に関する使用制限規定を適用して使用不承認等を行 ると認められるものと解釈し、「管理・運営上の支障」 市福祉会館事件)を踏まえ、 むことができるとした最高裁判所判決 など特別な事情がある場合、 施設の管理上支障があ 公の施設 (平八 の利用 上尾 を拒

13

【今後の課題

確に運用していくことが大切になります。 を取りまとめたGLを、個別具体の事案に当てはめて的 設置管理条例に基づく使用制限規定適用の考え方や手続 は、前述の表現の自由や集会の自由との関係も踏まえ、 理念を指針として判断していくことが求められます。 様々な事務を遂行するに当たって、解消法で定められた 判断する枠組みを設けたものではありませんが、 公の施設等の使用とヘイトスピーチの問題につい 解消法は特定の表現行為について行政が違法か否 行政 「かを 7

考えます。 深め、ヘイトスピーチのない社会の実現に役立つものと は、 イトスピーチを許さないという意思を明確に示すこと また、GLの策定・公表などの取組を通じ、 ヘイトスピーチ解消の必要性に対する国民の理解を 行政 が

に広がることを期待しています。 府としては、こうした取組が市町 村をはじめ府内 全

世界の人権は e V ま

普遍的定期 審査 の現場から (その六)



同志社大学法学部教授研究センター所長

茂樹

ミサ 後の展開は不透明です。 高 朝首脳会談によって、 して体制 まっています。 六月一二日にシンガポ Ź i の保証を勝ち取ったようです。 の完全廃棄を要求 報道によれば、 北朝鮮に対する関 Ì ルで開催された歴史的 Ļ 北 朝鮮 米国は核兵器と弾道 は b その見返りと 心は世界的 っとも、 な米 今 13

状況改善を求め 日本を含む六一 から厳し 九 そ H 0) 北 い目が 第七二回 朝 鮮の カ 向 る決議がコンセンサスで採択されまし 体制における人権状況には、 国 玉 けられています。二〇一七年一二月 |連総会本会議で一三年連続となる、 『が共同 | 提案国となる北朝鮮の人権 国際社会

利条約

障害者権利条約及び強制失踪条約に

は

加

入し

ラン、 況に問題が多いことは周知のとおりです。 表明しました。 中国及びベネズエラがコンセンサス 離脱を表明したこれらの 国 か 々 5 0 人権 離 狀

野 韓国を含む一 国を構成しました。 ル 二〇〇九年一二月七日に行われました。メキシコ、ノ は、 ウェー及び南アフリ 北朝鮮に対する第一 拉致問題や離散家族の問題に加え、 五カ国が 北朝鮮 回の普遍的定期審査 事前質問を行いました。 カ が の審査にお トロ イカと呼ばれる報告者 いては、 児童、 Û P R 質問分 日本と 食糧 は

別撤廃条約、 ますが、 女子差別撤廃条約及び児童の権利 ています。 象国の人権条約の批准・加入状況が示されることになっ 所 (OHCHR) 拷問禁止など多岐にわたりました。 なお、 U P コア 北朝鮮の場合には、社会権規約、自由権規約 Rの審査では、 拷問禁止条約、 (中核的) が作成した「集成」において審査対 人権条約と呼ばれる、 難民 国連人権高等弁務官事務 (条約、 条約 の締 移住 約 一労働 国 [であ 人種 者権

た。ただし、

北朝

鮮、

ロシア、

シリア、

キュー

バ、

1

な人

権

Ë

題

が

摘

されていました。

しかし、

第

次

回

こうした北朝鮮の

人権状

況に対してどのよう

れ

口

0

U

Р

R 0

13 問

お

13

て、 指

北朝

鮮

が提出した国家報告書に

ていません。

玉 ン 0 を受けた国 機関に関する国内調整委員会 八人権 際 タ また、「集成」では、 ボ 基 準に基 :状況に関する特別報告者であるビィティ 1 ン氏 内 人権 づく法 (当時) 機 関 が北朝 人権 政 は、 策 人権 0 鮮には存在せず、 計 促進と擁 Î C C 画を要求すると述べ、 の保護は、 護 によって認 0) ため とりわけ、 北 1 0 玉 朝 ム 鮮 定 内

> 個 0)

拒否していること、 ました。 しかし、 間 の安全保障に振 北朝鮮が 女子差別撤廃委員会による女性に り向 存 Ó H C H 在 0) けるように勧告して 治指摘 R や児童 原則 の専門的支援 一の権 利 b

北朝

.鮮が支出を軍事費から人間の発展の部門に変更し、

権 チ

その 強 刑 てい 対する固定的な差別観念の 員会による障害をもつ児童への無差別 制 P 政治 失踪 家族に救済を提供 ないとの 0 犯収容所における秘密処刑、 問題に 指 摘 ·効果的 さらには していないことなど、 に 対応しておらず、 特別報告 北朝鮮 者による公開 ?が尊重され さまざま 被害者 が拉 致 Þ Þ 処 委

> はこうした問 題につい · て ー 切触れ られていませんでし

た。

人権 捉えています。 するとして、 能にする独立した権利になった時であるというチ ı 0 さらに注目されるのは、 特異性です。 人が自然、 問 実現は国家 (主体) 題を口 この意味で人権は国家主権を意味 社会及びみずからの主人となることを可 実とする体 思想に基づかせています。 同 国 の保障の下に は、 制 人権が真に権利となるのは 北朝 0 変革は人権 おいての 鮮による人権 À 北朝鮮 0 可 違 能だとし、 0 反を構 は、 すると 捉え方

由は、 と確認されているからです。 議で採択されたウィーン宣言では、 く異なることは明らかです。一九九三年に らの 北 朝鮮によるこうした人権の 保 すべての人間 護 及び 助 長 は諸 の生まれながら 政 府 の第一 捉え方が他 一人権 の権 次 的 及 利であ 責任である 世 V 0 基 界 玉 と大 本 人権 的 そ

な審査が行われたかを紹介したいと思います。

大阪市ヘイトスピーチへの 対処に関する条例をめぐって



甲南大学法学部教授研究センター研究員

平成二八年一月一八日に公布・一部施行された「大阪 中井伊都子

的 二五日に、 の作成に関わる機会を得ました。そして平成二七年二月 受けて設置された検討部会のメンバーとして、その答申 策推進審議会に、「憎悪表現(ヘイトスピーチ)に対す 年が経ちました。 と略します)が、 市ヘイトスピーチへの対処に関する条例」(以下、「条例」 る大阪市として取るべき方策について」諮問したことを ヘイトスピーチの定義及びヘイトスピーチに対する ヘイトスピーチに大阪市として対処する目 私は、当時の橋下市長が大阪市人権施 同年七月一日に全面施行されてから二

> 抑止することをおもな目的とするのですから、 するというよりは司法判断によってヘイトスピーチを を考えました。 に関わらず支援した費用の返還は求めないという制 る制度があることを参考にしつつ、損害の回復を目的と どに関しては、 る市民などへの裁判費用などの支援です。 期待して提案した、ヘイトスピーチの被害を受けたとす イトスピーチに関する認識と抑止効果が広がることを かった措置もありました。それは、ヘイトスピーチにつ 施行に至ったのですが、大阪市議会で承認を得られな 措置の内容とその手続きについて、答申を行いました。 いての司法判断を重ねていくことによって、社会的にへ 答申の内容は多くがそのまま「条例」に盛り込まれ 残念ながら、 被害者の訴訟費用を地方自治体が貸与す 訴訟当事者の 消費者被害な 方にの 裁判結 み公公

せん。検討部会では、 んのこと国際的にも確立した定義はいまだ見当たりま ヘイトスピーチのとらえ方については、 自由権規約、 人種差別撤廃条約及 国内はもちろ

反映されませんでした。

金を使用することになる点が問題とされ、

一条例」には

不特定性も要件としました。

暴力 る個 侮蔑又は誹 たは自 とを最優先したいとの説明で理解を得ました。 見が相次ぎましたが、確かにヘイトスピーチの向けられ とするヘイトスピーチが行われているという現実に対 ないものの、 定するならより広い人権課題に対応すべきだという意 て最も議論の多かったところで、せっかく としました。この点は大阪市人権施策推進審議会におい 係る特定の属性を有する個人又は集団」 条例」においては、その対象を「人種若しくは民族に イトスピーチの定義として、 0 人的な特徴や地位は人種 扇 大阪市が市民などの 由 動 0 !謗中傷あるいは脅威を感じさせるものとし、 制 目の前の放置できない現実に一手を打つこ 0) 限 す 明らかに憎悪若しくは差別の意識又は れかを目的とし、 人権擁護のために制定する ・民族にとどまるものでは 社会からの排除・権利ま 態様は相当程度の に限定すること 「条例」 さらに、 を制

ピリ

7 13 び

当時(そして今も)

在日韓国・朝鮮人をターゲット

)欧州:

人権条約の解釈、

さらに国連や人種差別と不寛容

関する

欧州委員会などの実行も研究しました。そし

三にわたり問 疑問、 取組の 日本にとってのヘイトスピーチ ちらこちらから飛んでくる批判の矢に晒されながらも、 事実です。 例」が多くの議論を喚起する要素を含んでいることは ネット上のユーザー名と実名公表の問題など、この 縮効果、さらには答申では想定していなかったインター 限」という文言を用いたことによる表現の自 邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向 している中で、 た文脈に即したいわゆるヘイトスピーチ規 のに条例でヘイトスピーチを定義することに対する さまざまな国家が、それぞれの歴史や社会情勢とい チの現状に、 権利または自由の「侵害」ではなくより広い 推進に関する法律」 それでも、 **.題視されてきた日本における** 日本には今のところ理念法としての 地方自治体 国連の人権条約実施 しかありませ 規 が対処に乗り 制 0 在り方を広く議 機 制法を制 関 亩 法 出 イト から 律 0) けた 条条 が 本 制 あ ス 再 な

11

るべきだと思っています。手前みそでしょうか

論

していくきっかけとなったことは、

評

価されてしか

社会調査を通じた隣保館の構築日常的実践としての



中川理季

11 中 b 館を相 して位置づけ、 する法律の第四 業」を開始 る。 今年度から京都府が のである。 その他 談 具体的 体制の した。 相談 !の隣保館事業の強化 13 その今後の方向性を検討しようとする は 充実に関する重要な役割を担う施設と 条 体制 本事業は部 (相談体制 府内 . 機 「頼れる隣保館づくりモデル から 能 モデル の充実)を受けて、 落差別の解 の充実を検討 /創出 ケー 消の スとする2館 も構想されて ・企図する 推 進 隣保 に関 事

> ことから、 創出 に対する一つの見方をつくる側面 れる本事業の成果は、 たちで参画してい を受けた世界人権問題研究センター ろう。私も、 の流れを受けた自治体の主体的な取組みだといえるだ ることが目指されている。 取組みを一つのモデルとして、 業の分析などを通じてそれら事業の強化や新規事業 が計 画されている。 妥協のない調査・分析の必要性を感じてい 京都府からコーディ る。 今後の相談事業ひい 法制定を受けた流 最終的には 「部落差別解消推 府内 ネ があると考えてい Ì から派遣されるか 本事業で生 の隣保館へ普及す · タ ー れ ては隣保 0 派 進法 中で行 遣 ま の委託 制定 n 0

い。 今後の隣保館のあり方に関する現時点の私見を述べた 本稿では、このような試みが始まっているところで、 る。

ち、 隣 について話を伺ってきた。 を行ってきたが、 保館その 私は4年ほど前から京都 個 人的に関 もの 係 0 最近は京都 0 枠組みを更新していく必要性であ ある 隣 その中で感じてきたことは 市 保館などか 府 0) 旧 の隣保館に 隣保 ら隣 館 13 関 保 も興味をも 館 でする研 0 現状 究

を選出

府

·当該自治体

(隣保館含む)・コーディネー

の三者により、

当該隣保館の相談事業やその他事

隣 館

13

0)

て捉え、

自分たちと縁遠いと考えてい

るよう

たしかに社会調査は多種多様で技

感じられてきた。

変 調 対 く状 館と住民をつない ح 関 関 えている。 も容易 対象に 係 わ n しておきたい。 係 況 は が で てい i 0 で 維持されている人々も高齢化していく。そして、 来 は の た多様な事業を活 館 では、 ない。 るとす 側 地域でも課題となっているだろうが、 して 面であり、 (V ただ、 どのようにして変わっていけるだろ これらは私が感じた れば隣保 でいただろう地域 た人の 当 もし隣保館を取りまく状 顔を見ることは少なくなり、 館 発に展開 然現在でも も変わ 团 る必要があると考 L 7 隣 体 隣保館は 保館 V の活力の ることは を取 住 隣保 民を 況 維 n Í 持 が 強

る た計 計 変 行 隣 保 画 容の 『を策定 為に 保 館 画ということであれば、 館 0 なる。 人 鍵であるが、 は 々 することになっ から 毎 私 年 度地 は の考えでは 域 社 個人的 会調 住 民の 7 当 に話を伺 V 査を大が Þ 然、 生活課題 る。 は 調 りこの 住 か 査 ってきた既 民 りで は 0 に応じた事 調 必要とされ 課 専 査が 題 菛 に応じ 的 出 隣 保 業 な 0)

うか。

クショ

ン・リサーチを展開

当事者=

住民とともに

0)

のではない 業務の中に/近くにこそ調査という営みが 思うが、 法が複雑なもの そのように感じるたびに、 かと考えるようになった。 もあり一 括りにできるもの 隣保館 では 潜 職 h 員 で 0) 日 常 と

る。

別法が失効してから特別法に関する制度等との

行為も に近い そのまま活用 を見つけることも可 通じて得たデータを分析していくことで、 民やまちで出会う住民とふれあうなかで、 連携 業務で接する住民に耳を傾けることは、イン が確立されてい 進められるだろう。 /同等の行為になると思われるし、 して、 可能では、 当事者とともに行う調 る隣保館であれば、 そのような日常 ない だろうか。 観察と 来館し 査で 地 住 的 その関 は実践 タビ 民 域 あ 团 0) た る 係 課 ユ 体 を 題 う と

での て通れな 況に応じた か 調 地 [査するという循環を作っていくことも可能だろう。 域域 n H 7 日 常業務に付 0) 課 V |常的 題 る現 を 隣保館を構築」 状 実践としての社会調査」 つ E か 随させるかたちで行う調査という意 お み、 V ても可 事 業計 するうえでも調 能 画 なことだろう。 を策定 は、 隣 また実践 査 保 は避 館 また状 が 置

外国人の教育を受ける権利への 政治的・外交的影響



研究センター 任研究員 永鎬

事的緊張状態の緩和と戦争危機解消のための努力 的で画期的な改善と発展」 長が発表した板門店宣言は、第一項に 線上で固 首脳会談が開かれた。 二〇一八年四月二七日、 鮮半島をめぐる情勢が目まぐるしく展開してい 朝鮮半島の恒久的で強固な平和体制構築のための い握手を交わした文在寅大統領と金正恩委員 朝鮮半島を南北に分ける軍 を謳い、 一一年ぶりとなる第三回 朝鮮半島における軍 「南北関係の全面 事 (第二 南北 境界 . る

核化を共同目標として掲げた。その後、

第三

項

についても合意し、

朝鮮半島の完全な非

卓球世界選手権 (五月三日)、

大会における南北統一チームの電撃結成

電擊的 の時代」(宣言序文)に突入していると言える。 た動きは着実に進行しており、 北高位級会談の開催 な第四回南北首脳会談の実施 (六月一日)など、宣言履行に向 朝鮮半島は「新たな平和 (五月二六日)、 南

しているのである。 日も近いであろう。私たちは正に、世界史の転換を目 にある朝鮮戦争の終戦が宣言され、 体制を構築していくことが合意された。 に終止符を打ち、朝鮮半島における恒久的で強固な平和 員長は共同声明を発表。数十年間継続してきた敵対関係 る米朝首脳会談が開催され、 解されるべきものではない。六月一二日には史上初とな 無論こうした流れは狭く朝鮮半島のみに限定され トランプ大統領と金正 平和協定が結ば 今なお停戦 恩委 れる 状態 7

ことを目的とした制度で、 に係る経済的負担を軽減し、 等にも就学支援金を支給することにより、 高校の授業料を徴収しないこと、また私立高校等の生徒 校無償化制度 屋地裁は高校無償化制度より朝鮮学校を除いた文科省 在日朝鮮人は感涙とともに悔し涙も流した。 判断は違法ではないという判決を下したのである。 歴史的な第三回 (高等学校等就学支援金制度)とは、 南北首脳会談が開か 二〇一〇年四月より施行され 教育の機会均等に寄与する れた四 後期中等教育 同日 月二七日 公立 名古

0

等からも

朝鮮学校の除外が政治的

外交的理由

に基づ

上

た。 言える 込まないという意味におい た「学校」)といった制度的峻別を、 としており、 てこなかった外国人学校に通う子どもたちも 同 制 度はこれまで国庫からの補 国籍や一条校 ても (学校教育法第一条に示され 画 期 助金が 的 教育の次元に持ち な制度であると 切 適 支給され 用 対象

と等 あり、 発足二日後に開かれた記者会見 府ないし文科省が認めるはずはないが、 人権 るい る。 れている裁判の争点の一つは、 除外は違法だとして、二〇一三年より全国五か所で行 度から、 不指定の は拉致問 ところが教育の機会均等を理念とする高校無償 か 外交的判断に基づくものであるか否かという点であ は朝鮮民主主義人民共和国への制裁の一環として、 朝鮮民主主義人民共和国との交渉の道具として、 0 お 单 5 教育内容、 かいて、 題 朝鮮学校のみが除外されることになった。 方向で手続きを進めたい」と明言してい . の の進展がないこと、 現時点での 人権である学習権を侵害していることを政 下村 人事、 博文文科大臣が 指定には国 財政にその影響が及んでいるこ 朝鮮総連と密接 制度からの除外が、 (二〇一二年一二月二八 民の 朝鮮学校につ 理解が得ら 第二次安倍内閣 な関係に たこと れ V 政治 適 化 ず、 あ 7 わ 用 制

くものであるからである。

基

くも よる無償化適用は、それこそ政治的・外交的判断に なった問題の根本的 になったとしても、 て朝鮮学校の生徒たちに就学支援金が支給されるよう しかし、仮に日朝国交正常化が実現し、そのことによっ 出てきた。こうした展望は 鮮学校も高校無償化の 交渉が囁かれる中で、 朝 鮮半島情勢が平和 のであることは明 無償化適用問題をとお な解決とはならない。 日朝国交正常化が実現すれ 5 に向 対象となるだろうという見方が か けて動き出 である。 「現実的」なものであろう。 Ļ 国交正常化に して明るみに H 朝

間

直

ば、 0)

朝

ある)。 よって侵害されない、 は再び起こるだろう。 せず放置するならば、 な論理 これまで外国人の教育を受ける権利は、 護の対象とはなってい を受ける権利は、 る権利を保障する制 一げていくことが求めら 学説的には種 0) 人権のシールド 強い 影響に曝されてきた。こうした弱点を克服 々の見解があるとは言え、 実質的に日本国憲法や教育基本法 度、 外 ない 無償化適用問題と同じ構 国家間 れる。 論理、 が制度的 国人の子どもたちの (それらの主 の政治的 そして社会の に存在しな 政 語 外国 外 公治的 は 交的 認識を築き 教育を受け V 図 国 人 ·外交的 ゆえに、 理 0 0 民 の保 問 教 由 で

エンダー平等社会への道



研究センター 奈良大学非常 勤講師 -研究員

山

動ですが、

男性もいます。

策の 男性中心は政界だけの問題ではありません。 ほどまでにジェンダー平等が遅れているのでしょうか。 女性議 に求め、 一九三 政治分野における男女共同参画推進法」です。衆院で 女性議員の割合は一〇・一 議 実施を求める法律が 会選挙で男女の候補者数を均等にするように政党 で 員 一カ国 の数では、 国および地方公共団体にそのための適切な施 四四四 中一 一カ国 五八位で、 中 世界経済 一二三位です。 Ŧī. -% 参院と地方自治体も含めた 月一六日に成立しました。 フォー 列国議会同盟によれば ラムの二〇一七年 日本はなぜこれ

#MeToo 運動が世界に広がっています。 米国で女優

が

立ち上がりたい、と思ったのです。 ていれば次世代にも被害が続くことになる、 暴力で苦しんでいた女性たちが、 がきたそうです。 がきっかけですが、 あげるように昨年一〇月にネット上で呼びかけたこと 受けたことのある女性たちに、 アリッサ・ミラノさんがセクハラなどの性的 職場などでの性的 ミラノさんに四万四○○○も返 Me Too (私も) 自分がこのまま黙っ これが #MeToo ないや が 団 らせや性 と声 被害 7

は 日 動」が 変えていく必要があります。 ような制度とそれを支えている差別的な文化・慣習を 被害を名乗り出た女性がさらに被害を受けやすい 機となって、韓国ではフェミニズム運動、そして日本 された女性が警察でうけた性拷問を告 動は全国に広がっています。 市民団体、 ?携して一○代後半から二○代半ばの女性一万二千人 お 「慰安婦」被害者の運動へと広がりました。しかし、 隣の韓国では「# MeeToo 運動と共にする市 性差別捜査をしている検察 本でも同様です。 スタート 一六一人の個人から始まったのです しました。 だから支援者も連帯して、 当初は三三七の 韓国では #MeToo 運動 かつて軍事政権下で逮 ・警察 へ の 発したことが 糾 女性 弾デモを が、 団 その 民 運

軍

Z

0 大 員

私

長

本

軍

慰安婦

問

題

を

研究

女

性

0

ょ が n

訴 ニュ 罪 0 Ŧi. 7 13 月 に行 ル 陥 が n 改 ら W 正されたそうです。 ・まし n る恐 n そ 0 \hat{o} あ 結 0 た検 果、 察 被 害者 庁 0) 性 が 暴 力 虚 操 偽 作 告

性も こないとどうしようもな 相 8 0 玉 決定までされました。 世 な 会 0 日 ある」「セクハラ罪 発 界 本 Þ 的 で 加 言 X 害 は が な デ 広が 衝撃 者 1 財 0) ア 務 態度は ŋ 13 的 で Ó 取 事 最 務 L ŋ 次官 Ĺ た。 中 もとよ Ü げ だったことも い。」「はめら な 5 の女性記 11 被 ŋ れまし 害 等々です。 者) 上 司 た。 者 である あ れたとい 本 ^ #MeToo Ĺ ŋ 0 後者は が セ 麻 事実 申 ク う L 生 ハ を認 閣 叮 出 財 運 ラ 議 能 7 務 動 が

たち 0) か 0 エ 対 11 ·6 IJ を「セクハラと縁遠い n フ 応 問 た oo と声 に対して #MeToo と黒衣姿で抗 1 ラ 題 ました。 0 ・ト官僚 ッ 13 は、 ち V シ š が ビ を ユ さ 官 あ 僚 P 世 14 バ 0 げら 政治 新 ッ た 1 界 な 聞 クや 8 ッ 0 W れる社会でし プの 家を を見ら メ ے ح 今、 デ 人権 か 揶 イ 人たち で 仕 アも 揄してい n 0 す。 な 事で 侵害行 7 V 0) 連 ょう ح 女 直 日 職 そ 為に対 ます。 性 ح 書 丽 場 議 0 で 0) が 11 L L 中 た自 た女性 ような 全 7 0 0 する しか 玉 V 体 何 る苦 良 験 人 無 政 1 日 党 議 0 が 数 激権 最 本 議 員 L

5

本で広がらない

理由とも重なります。

な見 むしろ から とができません。 は文書 できない 題、 のこと、 す。 府 ギ 人 は ヤ 権 方 L É 批 ツ 1 運 ・ラウマ 資 が か 准 被害者視 プ 動 ある 日本の 料に でい 大勢に Ļ がこ 加 よっ ます。 が W H 入 n ても は事実を全否定するか程 してい なっ 名 本で つづく性 点に立っ ほ #MeTooと支援者の 誉 ど大き 7 関 7 は H わ わ 本人 る か 0) W 0 すべて ・ます。 問 慰 た解 暴 つ 13 7 7 にも 力 安婦」 題とするナショ 問 v 決 W 0 題 ます ます 被害 問 被 を 0 は 題 害 問 玉 勧 あ が 者 者 告 が として 題 連 n # が z 人権 女 は ま 度を軽く考え、 玉 WithYou 性 大 過 n 名 せ /勢い ナリ 歴 続 乗 0) 去 条 h 史 け 約 'n 社 0 る 出 権 ズ 7 委 会 \mathbf{H} ح るこ A 直 員 が 0 本 問 的 ま 政

者男 ど世 歴 た どの を保 ń 史上 今年 び まし 女 界 政 人権 一で初め b 均 治 障 は ように 等法 して た。 世 のです。 家 界 0) 宣 守ら て女性 を多 倫 言 人 種 ます。 権 13 理 様 観 基 差 宣 n 言七 なジ 别 と外 づ を 7 撤 そ は V 11 廃 国 Õ n 7 る 工 か る ゆ 生 条約 人 周 か ン なは、 えに ま 指 ダ が 年です。 標に や女性 1 n 人 女性 権 そ た 0 法 平 b 0) 0) なり 差別 等 玉 典 主 体 家 が 社 0) Í とし 会 玉 具 撤 宣 廃 す。 社 体 人 言 0 会 0) 的 条 7 13 認 約 ょ 人 権 n お

15

日本語教育推進基本法案(仮称)」の日本語を母語としない住民と、ともに暮らす

政策要綱を読む



内田・晴子研究センター専任研究員

その要点をご紹介します。 その要点をご紹介します。 本稿では国内の日本語教育に絞って、 教育議連」)が活動を進めています。五月二九日に、具 教育議連」)が活動を進めています。五月二九日に、具 会議員からなる日本語教育推進議員連盟(以下「日本語 会議員をなる「政策要綱」が公 本語教育推進議員連盟(以下「日本語 会議員をご紹介します。

ています。

日々の生活や子育て、仕事に追われるふつうの「生活者」です。教育機関で学習や研究をする留学生は別として、たちがいなければ、いまの日本社会は回っていないほどの身近にすでにたくさん暮らし、働いています。この人【法案の背景】 日本語を母語としない住民は、私たち

施策を実施する責務があります。

事業主は、

その雇用す

地方公共団体は日本語教育の基本方針を策定し、

材だけでなく、 格をつくること等を明らかにしており、 も、将来的な定住の可能性も視野にいれた新しい在留資 認識はあります。 かし、日本の若年人口減少に伴う人手不足は深刻という 政府にも社会にも十分に共有されていないようです。し 要なこと」「移住者の学習権の保障」という認識 言語学習は、移住者個人だけでなく日本社会にとって必 別の教育課程」としての日本語指導の制度があ す。義務教育年齢の子どもについては、教員の加配や「特 ています。 :社会参加に必要な日本語を学ぶ機会は、 これも自治体によって格差があります。 またその多くが地域のボランティア頼みで 単純労働者の受入れを拡大する施策を進 政府は「移民政策ではない」としつつ いわゆる高度人 非常に限 脈が日本 ります られ

うとする姿勢がみてとれます。 社会にとっての必要性」が強調され国民の理解を求 に」行われるとあり、移住者の権利というよりは ない」としていることは重要です。他方で日本語教 育を受ける機会が確保されるよう行われなけれ 本理念として「希望する全てのもの」に対し「日本語教 化を尊重した活力ある共生社会の実現」を掲げ、 【政策要綱のポイント】 地域の活力の向上に寄与するものであるとの認識 法律の目的として「多様 また基 ばなら 「日本 の下 な文 育

とされています。 国 て通常使用 人等」の 「外国人等」 日本語学習に対する支援に努め する言語が日本語 の定義には、 品でな N 日本国 人も含 るも 1みま 籍者の

する者の資質・能力の向上、 が含まれていることもポイントです。日本語教育に従事 言及があります。新規来日者だけでなく「定住外国人」 生 :図られるよう」とあります。 |徒等」 「難民」、そして様々な在留資格の 「 玉 内 0 日 本語 教育の対象として「外 確保に加えて「待遇の改善 玉 人等である児 就労者」に 童

九て 語教育議連に協力しています。 の日本語教育専門家の重要性、 の保障」をあげ、さらに地域の日本語学習における有償した。日本語教育学会の案も在住外国人の「言語学習権 法研究会の法案も、「日本語教育の公的保障」を掲げま う権利保障することを掲げていました。 ルー の関連法規に基づいて、外国籍者を含むすべての人が 絡会が作成した要綱案は、 義務教育か、 過 の財政支援にも言及しています。同学会は今回 去の提言】 プが法制化の提言をしていました。 三三頁〜七六頁に所 地 域 以 の日 同じくらいの基礎教育」を受けられ 実は、これまでに少なくとも三 上三 本語教 資料は、 育センター 憲法や教育基本法、 収 (V 日本語教育機関 ずれ 放教育』二〇 の設置など) 0) 日本語教育保障 案も、 識字・日 実施 7回の日本 玉 本語 際 0 るよ 八権 0) 体 連 グ

> ゆる面 族のコミュニケーション維持など、子どもの 記していないのは気になります。 温存につながらない うという意見さえ散見されます。 留学生の就労上限時間(現在二八時間)をもっと上 留資格は単純労働力の供給源になっている現実があり、 最適な組み合わせをはかる必要があります。 の言及はありません。 日本語教育推進は年少者の母語保持を排除 の検討事 点のみ指摘 は、現場への十分な予算措置と、 【今後の注目点】 いコ 機関を設置できるのですが、肝心の実施主 (日本語) 1 で重要です。(3) 地方自治体は審議会など合議 項がいくつも書き込まれてい ディネー します。(1) いわゆる日 の習得、学習言語 ター 実体の か、 地域のセンターの設置や専門 . の 注目する必要があります。 雇 ある日本語教育 用を可 の伸び、 それぞれの 母語 制度の抜け道や矛盾の 能にする条文が 、ます。 本語学校につい の保持は、 自己肯定感、 しない、 ここでは三 成長の 留学生 地域 進 体につい 0 た と明 あら 2 一げよ 必 性 め 7 7 0

語

0

日本語教育推 kihonhoan.pdf www.nkg.or.jp/wp/wp-content/uploads/2018/05/180529 進基 本法案 仮 称 政策要綱 (URL: http:/

外国人技能 実習制度の展開



研究センター研究員 京都大学大学院法学研究科 般特定助教

稲谷 信行

れた。 の技能実習法の内容について概観することにしたい 法律第八九号。 実施及び技能実習生 そもそも、 平 -成二九年一一月一日、「外国人の技能実習の適正な そこで本稿では、 外国人技能実習制度は、 以下、 0 「技能実習法」という。)が施行さ 保護に関する法律」(平成二八年 外国人技能実習制度の状況やこ 九八〇年代以降

働者の受入れについては消極的であり、技能実習制度も、

K 取材班

『外国人労働者をどう受け入れるか』 (NHK

国人労働者の受入れを積極的に推進する一方で、

のである。

従来、

日 |本政

行府は、

技

術的

分野の外 単純労

入管法の改正等を通じて、

生成、 専門 的

展開されてきたも

酷

とは、 反面、 権侵害事案について具体的に報告するものとして、 がない技能実習生が受入企業等に対して権利主張するこ れ、 た。 労働環境に関してこれまで多くの 合よく利用する企業も存在し、 よりも多い。これは、外国人技能実習制度が日本社会に 専門・技術的分野における外国人労働者 き届け出がなされた外国人労働者の約二〇%にあたり で約二五・八万人に上る。 用状況」 増加傾向にあり、 際貢献をその目的としている。 発途上地 単純労働 定程度定着していることを示すものといえよう。 劣悪な事案も報告されている。 労働基準法や最低賃金法等の労働法規違反が散 なかには技能実習生に対する人権侵害というべ 実際・ 技能実習制度を安価な労働力の調達手段として都 域 のための就労として行われるものではなく、 の届出状況によれば、 上非常に困難である の技能等の移転を図るという国際協力 厚生労働省が公表してい この数は、 平成二九年一〇月末現在 外国人技能実習生の 技能実習生の労働条件 (技能実習生に対する人 問題が指摘されてき しかし、 雇用対策法に基 (約二三·八万人) る 転職の 外国 その 、き過 N H 自 数は 玉 開

運営するために、 とを要求している

認可法人として外国人技能実習機

(八、九条)。そして、

これらの制

度を

設立され、 この機構が 届出の受理や受入企業や監理

団 構

体 が

通じた開発途上地域等 よる国際協力を推進することを目的としており な実施及び技能実習生の保護を図り、 の状況を受けて成立した技能実習法は、 二○四九号七○頁等がある。)。このような技能実習制度 玉 [人労 働 者と人 権 の技能、 時 0) 法令二〇 技術又は知識 もって人材育成を 四七 技能実習 号 の移 Ŧi. 0) 三三頁、 条)、 転に 適 正

出

版

新書、

平成二九年)、

指宿昭一「(連

載

現場報告

技能実習に対する国の監督強化を図るものである。

0)

受けた上で、その計画に基づき技能実習が実施されるこ また、 実習への監督の強化として、 単独型と、 外の支店や現地法人等から技能実習生を受け入れる企業 に作成 (二三条)、受入企業について届出制を採用した (一七条)。 を受け入れる団体管理型とに区分される。 能実習法によれば、 技能実習計画についても、 非営利の管理団体を通じて企業が技能実習生 当該計画が同法に適合していることの認定を 技能実習は、 管理団体について許可制を 個々の技能実習生ごと 日本の企業等が海 同法は、 技能

働

能実習生 技能実習生の通報・申告窓口を整備することにより、 習生に対する人権侵害行為を罰則付きで禁止し、 の実地検査等を行っている。 の保護を図 [ってい る 四 さらに、 一条以下)。 同法は、 技能 また、 技

者の受入れの在り方を議論していくことが必要である 能実習制度そのものの是非も含め、 足を補うために利用されているという実態を踏まえ、 在留資格の創設を検討している。 報一八九七号一三頁参照)。 題を引き継いだ新たな外国 あるかについては疑問の声もある による技能実習生の保護がどの程度実効性の 能実習制 技能実習生には原則的に転職 体制の整 る人権侵害をい 環境が改善されていくことが期待される。 以上のように、 への外国人労働者の受入れに関連して、 度の構造的 一備・強化を図っており、 かに防ぐかという観点か 技能実習法は、 な問題はなおも残されており、 人技能実習制 日本政府は、 の自 技能実習生が労働 これにより 技能実習に対する監 由がないことなど、 (指宿 外国人労働者に対 詔 度 現在、 新たな制 外国 労働法 あるも もっとも 技能実習 「構造 単 [人労働 分不 純労 律 的 同法 技 間 旬

世界人権宣言七〇周年記念シンポジウム いま世界人権宣言を読み解く~

新 二〇一八年六月一五 同 . 志社大学寒梅館 日 ハーディ 金) 午後一 ホー 時三〇分~ 应 時

ジウムを開 てから、 世 界 Ĺ 権宣 今年で七○年となる。 催 言が し、二六五名の方々の参加を得た。 一九四 一八年に これを記念してシン 国連総会にて採 択され ポ

め

「人権大学講 座 開 講 尤

とを報告した。そして、 ンターが、これを機に「RRスタート」したことを喚起 今年度より、プロジェク :文化の発展により一層寄与することを誓った。 元茂樹所長 (同 志社 一九九四年に設立された当セ ŕ 大学教 型研究チーム体制をとるこ 授 は、 当センター が

基調講演 「世界人権宣言の歴史的意義と役 割

代表とな ト米国元 による基調講演 (公財)人権教育啓発推進センター理事長の横 n 大統領夫人は、 世 界 人 が行われた。 権 宣言 偶然の経緯で人権担 の起草・ エレ 採 ノア・ル 択 中心 当の 1 ズベ 田 的 米国 洋 役 ル

制 13

0) を果たした。 言葉で語ることにあったと 女 0) 役割 は、 いえる。 専 門性 0) 高

あるが するための監視活動が行われてい 査と個人通 手続と普遍的定期審査、 締結している。 の条約は 東力を有する人権 された。 権委員会に代わって、 の三本柱により実現され いる。 国連 のものといえ、 人権の の目 この また、 超報制度 的 世界人権宣言 促進 中 さらに、 国際 でも、 は、 は、 の四つを主として、 日本も主要な人権条約 条約が複数採択 人権基準の設定 人権 二〇〇六年に人権 和 制 人権条約 国連では、 の理念を具体的に てきた。 度構築 経済 に関する取 · 人権 パされ 機 基 玉 関 人権 一準設定 のために、 連では、 人権 てきた。これ 0 組 0) 政 理 理事会が設 み 促 のほとんどを 事会 実現 保 府報告書審 が 進 障 監視 先行 0 の特別 うするた 法的 来 じて 実 0) つ . 6 現 置

適用 目が欠落 遵守主体と位置 制約がある。 共通する。 本国 世界人権宣言と日本国憲法の人権項目 するよう勧告を受けてい 領 域 民 てい の限 しているという制約である。これらの制約 のみが権 ただ、 それは、 . る。 定以外は、いずれも憲法解釈 人権条約機関 |づけられてい 利の享有主体である、私人が人権 日本国憲法の人権規定には、 日本領域内でしか適用されな 私人によるヘイトスピーチ から罰 ない、 則 をもっ いくつか は、 て厳 K ほ より概ね の人権 とん 四 つの سلح

日

官

子

0

利

保 本

0)

た 法

めに 母

相い

続 が 護

分

Þ 近

籍

上 日

0 本 め世

記 で る。 界

載 は

定

は Ŧī.

 \mathbf{H} 条の

玉

憲 は

は

な 0)

戸 年 重

を

0

観 田

か 京都

5

コ

X 女子大学

シト

がなさ

ħ

À 女

で

非同権性

項点

子

保

.

を た。

定

る

て、

前

直

子

准

教

授

か

B

は

い横

な

を示 言 あ 世 言と共通 0 基 る 界 7 本 な 人 あい 理 か する 念が る。 反 精 日 世 皆 対 が 神 本 界 13 が 玉 人共 東 な 反映されているといえる。 権 通 憲 西 L 法 に ī 宣 対 て受け 採 立 の前文に 言 や宗 択 0 ž 基 本入れ 教 八れられて b は、 対 ま 立 多様 が 世 性い 鋭 界 を る 化 人認 こと 0 L 権 8 官つ

宣

ネ ル デ 1 ス カ ツ シ \exists

任

会保障、 人権項 る。 解釈 則 る とし 制 え n 0 教 いされ 約 ば に、 上 人 授 7 Í 過 庇 陸 た者と同 権 0 か る。 うち、 に 激の 公務 護 可 5 否に 権 派組 調 遵 本 9 0 守就 0 W た 的 コ 講 - 様に、 だ、 射 関 織 主任 メ 7 人 演 ント 程 ï は、 13 体権 権 権 13 が て、 より とり 対 0) 0 0 に 難 保障 享有 問 海上 問 が L 0 民と認めるべきか議論があ なさ て、 題 迫 題 世 わ (V となる。 界 一で漂流 害された者も、 では、 け は 主 7 人権 外 体 薬 は、 外 n 玉 玉 に た。 師 する その 人 寺 宣 籍 9 玉 にも V 公 0) 日 言 家 ては、 夫 第 移 限 者 本 で 民 等し 界 0 玉 立 は 四 0 玉 出 が 憲 命 条に 欧 [家から 表 入 今 法 館 州 É れ国 及 が 大 b 有 規 諸 7 Š 学 る。 のい社 迫 ٤ 定国 原す 特

例

大学教士 5 を 11 V 規 ż れ 条 7 る。 進 る。 育を受け 定する。 法が が 正 さら が 成 なさ た 立 したが、 女性 0) n 第二 玉 Ŧī. が 月 内 Ë 六法 活 世 今後、 政 条制 界 躍 治 できる 13 人 分 頂い 権 分は、 社 野 11 宣 三会科学 環 13 境 お 人 権 を が け ル ょ 分 る教 及 1 ŋ 野 男 育 ぼ ツ 等 女 0 L を でも 層 共 重 た 要 百

性 と

め

での生教内強六長れあ趣殖授暴制条かた 、条に規定され は、 る た。 تح 田 以 は、 b Ź 旨 E 艻 失 5 上 氏 を 強制失踪季 五年に採択 と主 「を踏ま 対 iz 踪 0) は 0 П す 世 9 条 質 0 も置き去り 張 á 界 日 N 約 問 え、 L 個 本 L 権 7 神 人 0) 13 た。 が 権 坂 原 る 0 委 た。 利 対 んした持 通 人権状 継 新 の 二 宣 元 点 「人とし ľ 員 坂 また、 報制 承され 所長 であ 会委員 L 言 て、 元 E 11 9 所 しない」 後 続 度 人 がは から 薬 況 á 長 可能 に フ て認 7 0 権 規 ジ ح 師 とし を が ロアから 受入 定され を認め 意 寺 エ 司 W 玉 口 な開発 坂 ン ることを喚 をキ 際 見を |答し 7 会とし め 教 ダー 元 ħ 基 5 授 0 発目 求 経 所 が 準 7 7 た。 n は 1 0 求 13 13 e V W 8 る 世 験 て、 ワ 長 質 標 権 界 概 くこと 基 らつ を な 問 起 ゴづく 5 ね l, K 11 n 利 人問 討 S 合 が ここそ 権 論 う れること 対 D 玉 致 が 宣 坂 が 前 G L 大切 L 宣 力 田 言 元 行 て、 S عَ 庭 准 が 第所わ

専 任 研 究員 杉 木 志 帆

2018年度 人権大学講座

人権大学講座は、国連の「世界人権宣言」50周年を機に、1998年に開設したもので今年度で21年目を迎えます。時の話題や社会の関心事などにも視点を向け、多彩なテーマで人権問題を考えていただけるよう講座を編成しています。

*今年度も「人権大学講座」に「講座・人権ゆかりの地をたずねて」(※)を統合して実施します。

■講座日程表/講座内容

	月日曜	種別	時間	講 座 名	講	師	備考
2	7月3日 (火)	講義	14:00 ~ 15:40	子どもの人権 ~子どもの貧困から考える~	山野	則子	РТЗ
3	7月17日 (火)	講義	14:00 ~ 15:40	社会保険と人権 ~社会保険の視点から企業の社会的責任と人権を考える~	藤木美	美能里	PT6
4	7月23日(月)	講義 (旧ゆかり)	14:00 ~ 15:40	朝鮮通信使のユネスコ遺産登録の意義	仲尾	宏	登録4
5	8月9日 (木)	ワーク ショップ	14:00 ~ 15:40	学んで活かそう!あなたの身近な国連女性差別撤廃条約 ~ワークショップ~	軽部 谷口 山下	恵子 洋幸 明子	PT4
6	8月29日 (水)	ワーク ショップ	14:00 ~ 15:40	ひょうたん島問題 〜多文化共生のためのワークショップ〜	藤原	孝章	登録5
7	10月9日 (火)	講義 (旧ゆかり)	14:00 ~ 15:40	明治維新期の京都と地域のリーダー	井岡	康時	PT2
8	10月12日 (金)	フィールドワーク	13:30 ~ 16:00	部落問題を基礎からゆっくり学びませんか? 祟仁〜ひと・まち・れきし〜	菱田 藤尾 山内 山本	下二三 まさよ 政夫 崇記	_
9	10月26日 (金)	講義	14:00 ~ 15:40	激動する世界の中の難民問題と法 〜事例から考える〜	小畑 川村	郁 真理	PT5
10	11月13日 (火)	講義	14:00 ~ 15:40	インターネットと人権 ~その関係の両義性~	毛利	透	PTI
11	11月30日 (金)	講義 (旧ゆかり)	14:00 ~ 15:40	前近代 被差別民の諸相 〜なぜ差別が生じたのか〜	山路	興造	-
12	12月14日 (金)	講義	14:00 ~ 15:40	多様な性のあり方と人権	谷口	洋幸	PT4
13	1月21日	講義	14:00 ~ 15:40	精神障害者の法と人権	大谷	實	理事長
	(月)	修了式	15:40 ~ 15:50	研究センター理事長 大谷 實			

※会場:8 下京いきいき市民活動センター(下、上之町38) その他 ハートピア京都(中. 烏丸丸太町下ル)

「旧ゆかり」は、「講座・人権ゆかりの地をたずねて」のことを示しています。

※「講座・人権ゆかりの地をたずねて」: 京都の各地を人権の視点から紹介し、その歴史をたどりながら学ぶ講座 備考欄「PT」はプロジェクトチーム、「登録」は登録チームを示しています。

会場案内



講義会場

(フィールドワークを除く)

**受付:初日午後1時00分~ 以降午後1時30分~

京都府立総合社会福祉会館 ハートピア京都

〒 604-0874 京都市中京区竹屋町通烏丸東入る清水町 375 番地 TEL 075-222-1777 / FAX 075-222-1778

- 京都市営地下鉄烏丸線「丸太町」駅下車 5番出口 (地下鉄連絡通路にて連結)
- 京都市バス、京都バス、JR バス 「烏丸丸太町」バス停下車 烏丸通り沿い南へ



フィールドワーク会場

京都市下京いきいき市民活動センター

〒 600-8266 京都市下京区上之町 38 TEL 075-371-8220

• 京都市バス「塩小路高倉」バス停下車

申込方法

受 講 料

1回 1,000円 全講座一括の場合 10,000円

- ※全講座を一括で申込みいただくと受講料が割引きとなります。
- ※賛助会員は無料で受講できます。

受講手続き

- ○受講日前日までに、「受講申込書」(別紙)に必要事項を記入し、郵送又は FAXで申込みの上、指定の金融機関口座に受講料を振り込んでください。 複数の受講希望日をまとめて申込みが出来ます。
- ○申込み及び受講料の振り込みが間に合わない場合は、当日、会場での受付も可能です。

(ただし、定員を超過している場合は受講出来ません。)

・京都銀行	府庁	前支店	普通	853685	
・三菱 UFJ 銀行	京都	支店	普通 1222396		
・京都中央信用金庫	本	店	普通	1039688	

申込先

公益財団法人世界人権問題研究センター

〒 604-8221 京都市中京区錦小路通室町西入天神山町 290 番地 1

電話:075-231-2600 FAX:075-231-2750

E-mail jinken@khrri.or.jp HP: http://www.khrri.or.jp

ボランティア人権ガイドのご案内

都文化の構築に大きな役割を果たしました。す。さらに、朝鮮半島や中国から渡ってきた人びとが京発展に寄与した被差別民衆の生活史がおりなされていま地がありますが、そこには、京都の歴史と文化の創造・地がありますには、名刹、名庭、史跡など数多くの名勝京都のまちには、名刹、名庭、史跡など数多くの名勝

ガイドを派遣しています。 視点でとらえ巡ることができるよう、ボランティア人権当センターでは、このような名勝地などを人権という



【コース一例】

洛東コース
《龍安寺・金閣寺・ツラッ〈龍安寺・金閣寺・ツラッ

豊国神社〉

角堂・四条河原の阿国像〉東柱詩碑・護王神社・六〈千本釈迦堂・相国寺・尹洛中コース

■洛南コース

■洛西コース 〈東寺・柳原銀行資料館・醍醐三宝院・伏見稲荷大社

コースは一例です。その他ご要望に応じます。(松尾大社・月読社・葛野大堰・天龍寺・広隆寺





【ガイド料金】

1,000円を加算 2時間以内…2,000円 その後、1時間ごとに

でお支払いください。 ガイド料金は、ガイド終了後、担当ガイドに直接:

現金

【お問合せ先】

世界人権問題研究センター発行の刊行物の紹介



◎定価 1,000円(税込) ~ 2.000円(+税)

「人権問題研究叢書」

当研究センターが取り組む調査・研究のさらなる活性化とその成果を広く国内外に発信し、人権文化の発展に寄与することを目的に創刊しました。当研究センター研究員が調査・研究活動を通じ、人権問題を科学的に考察し論著したものです。



◎定価 1,800 円(+税)

「人権歴史年表」

人権を主題として構成された年表は、ほとんど前 例がないなかで人権問題を探求し、新たな人権文 化の創造をめざす人々の学習の手引となるように 編集しました。



季刊「グローブ」(研究センター通信) 年4回発行

当研究センターの研究活動やその他事業について の報告や予定、研究課題、研究員の紹介、外部か らの声などを掲載しています。



◎定価 2,000 円(+税)

創立 20 周年記念出版 「職能民へのまなざし」

前近代社会において、「職人(職能民)」と呼ばれた人々が如何なる位置に置かれ、どのようなまなざしを向けられていたかを共同研究した成果です。



◎定価 1,500 円 (+税)

「歴史のなかの人権文化」

季刊誌グローブに創刊号以来、上田正昭名誉理事 長が連載された歴史随想を全編収録しています。



◎定価 8,200 円(+税)

創立 10 周年記念出版

「散所・声聞師・舞々の研究|

当研究センターでは、1996年から9年間にわたって共同研究として「散所に関する総合的研究」に取り組んできましたが、その成果をまとめました。



◎定価 1,800円(+税)

「京都人権歴史紀行」

京都に残る人権に関わる場所、事柄、そこで生きた人々の後を訪ね、歴史を振り返るなかで、基本的人権や自由、平等、平和の大切さと、それを実現するためにどれほどたくさんの人々の努力が積み重ねられてきたかを学んでいただけます。



◎定価 各号 2,500 円(税込)

「研究紀要」の刊行(年1回発行)

「国際的人権保障体制の研究」「同和問題の研究」 「定住外国人の人権問題の研究」「女性の人権問題 の研究」「人権教育の理論と方法の研究」の5部 門での個人研究の成果を公表しています。



創立 20 周年記念式典・シンポジウム 講演録 創立 20 周年の記念講演・シンポジウムを中心にま とめています。



フィールドから見る女性の身体と習俗

女性の身体に関わる出産や月経をめぐる「穢れ」 について、その歴史を振り返り、見過ごされがち であった声をフィールドワークをとおして聴き 取った共同研究の成果です。海外の事例もいくつ かご紹介しています。

人権問題研究叢書 第16号、17・ブックレット刊行

叢書第16号 2018年3月刊行

問いとしての部落問題研究 - 近現代日本の忌避・排除・包摂

定価 1,500円(税別)

叢書第17号 2018年3月刊行

中近世の被差別民像 一非人・河原者・散所

定価 1,500円(税別)

ブックレット 2018年3月刊行

考えたくなる人権教育キーコンセプト

定価 300円 (税込)







◎お問い合せ、お申込みは下記へ



公益財団法人 世界人権問題研究センター

〒604-8221 京都市中京区錦小路通室町西入天神山町 290 番地 1 TEL 075-231-2600 FAX 075-231-2750 [URL] http://www.khrri.or.jp/[E-MAIL] jinken@khrri.or.jp